

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月30日
【会社名】	株式会社ブレインパッド
【英訳名】	BrainPad Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 草野 隆史（戸籍名：高橋 隆史）
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目2番10号
【電話番号】	03-6721-7001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 石川 耕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目2番10号
【電話番号】	03-6721-7001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 石川 耕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2021年9月29日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

佐藤清之輔、草野隆史（戸籍名 高橋隆史）、石川耕、関口朋宏、佐野哲哉、牛島真希子の6氏を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

鈴木晴夫、山口勝之、大久保和孝の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

牛島真希子氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額1億2千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」において承認いただいた報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給すること、およびその金銭報酬の総額を年額7千万円以内とすること、ならびに譲渡制限付株式報酬制度の内容について定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	58,958	87	-	(注)1	可決 99.84
第2号議案					
佐藤 清之輔	58,785	260	-	(注)2	可決 99.54
草野 隆史(戸籍名 高橋 隆史)	58,813	232	-		可決 99.59
石川 耕	58,936	109	-		可決 99.80
関口 朋宏	58,895	150	-		可決 99.73
佐野 哲哉	58,518	527	-		可決 99.10
牛島 真希子	58,913	132	-		可決 99.76
第3号議案					
鈴木 晴夫	58,943	102	-	(注)2	可決 99.81
山口 勝之	44,931	14,114	-		可決 76.08
大久保 和孝	58,286	759	-		可決 98.70
第4号議案					
牛島 真希子	58,871	174	-	(注)2	可決 99.69
第5号議案	58,851	194	-	(注)3	可決 99.65
第6号議案	58,856	189	-	(注)3	可決 99.66
第7号議案	58,800	245	-	(注)3	可決 99.57

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上